

横浜法学会 記事

2022 年度

第 1 回 研究会（オンラインにて）

日 時 2022 年 12 月 5 日（月）16:00～17:30

講 師 米村幸太郎教授（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院）

題 目 「パターンリズムの何が悪いのか？：近年の議論を検討する」

加藤峰夫教授 最終講義（ハイブリッド型）

会 場 法学研究棟 2 階 202 教室

日 時 2023 年 3 月 6 日（月）10:30～12:00

題 目 「「地域との協働による自然保護」に対して、法的思考はどんな貢献ができるか？

—知床世界自然遺産や富士山世界文化遺産等の管理に関与した経験から—」

2023年3月25日

『横浜法学』の一部電磁化移行のお知らせとお願い

横浜法学会 会長 西川佳代

謹告

横浜法学会は、諸物価高騰と法学会予算・全学の紀要刊行関連予算の逼迫、大学紀要の電磁化の流れなどの事情に鑑み、2023年1月16日評議員会の議決をもって、2023年度以降、紀要『横浜法学』を電磁媒体での刊行を主とすることといたしました。

今後は『横浜法学』が横浜国立大学学術情報リポジトリ等のサイバースペース (<https://ynu.repo.nii.ac.jp/>) に公開されることをもって、規約・内規にいう紀要の発行・刊行・配布などとさせていただきます。

また、生涯会員への冊子体配布も2024年度をもって取りやめます。従来通りの冊子体紀要の配布を必要とされる普通会員と特別会員の方々には、下記のとおり、その費用のご負担をお願いすることとなりました（冊子体を不要とされる会員の会費は現在のままと致します）。詳細は、下記の「横浜法学会会員の皆様へ」をご参照ください。

なお、これまで『横浜法学』冊子体をご送付して参りました諸機関のうち、国外は全部、国内は一部で送付を取りやめさせていただきます。以後は、上記横浜国立大学学術情報リポジトリをご活用願えれば幸いです。

以上、諸事情お含みおきの上、ご海容願います。

横浜法学会会員の皆様へ

◆ 2023 年度以降の年会費は、次のとおりとなります。

普通会員 1 年間 3,000 円 2 年間 5,000 円 3 年間 7,000 円

紀要冊子体が必要な方は、

1 年間 5,000 円 2 年間 9,000 円 3 年間 13,000 円

(紀要冊子体ご希望の方は、各年度 6 月末日までにご入会願います。)

生涯会員 80,000 円 紀要冊子体の配布は行いません。

特別会員 1 年間 8,000 円 紀要冊子体が必要な場合は 10,000 円

(紀要冊子体をご希望の場合は、各年度 6 月末日までに書面等でお申し出ください。)

【移行措置】

◆ 普通会員につきましては、現在の会員資格の期間中は冊子体の紀要『横浜法学』を配布させていただきます。但し、国外への配布は 2023 年度から取りやめさせていただきます。

◆ 生涯会員につきましては、冊子体の紀要『横浜法学』の配布は 2025 年 3 月をもって取りやめさせていただきます。2022 年 10 月以降入会の生涯会員への配布と、国外への配布は 2023 年度から取りやめさせていただきます。

◆ 生涯会員の皆様の中で冊子体の紀要『横浜法学』を必要とされる方につきましては、2024 年 6 月末日までのお申し出により、既にお支払いいただいた生涯

会員会費を精算の上、紀要冊子体を希望する普通会員（3年）に移行させていただきます（但し、国外への冊子体配布はお受け付けできませんので、悪しからずご了解下さい）。

◆上記の精算に際しては、生涯会員お申し込み時から2025年3月まで、普通会員（基本的には3年）を繰り返して入会されてきたものとして計算したうえで、2025年3月末における剰余額から、2025年度から開始する普通会員費（3年、13,000円）を差し引いた額を、ご指定の口座に返金いたします。また精算時の剰余額が、2025年度からの普通会員費（3年、13,000円）に不足する場合は、不足額を請求させていただきます。この処理に際しては、2025年3月まで3年の普通会員に繰り返しご入会いただいていたとして計算した場合の会費総額が、当初にお支払いいただいた生涯会員会費を超えた場合にも、不足分はいただきません。

◆生涯会員・普通会員・特別会員のいずれも、紀要『横浜法学』への論説等の投稿の権利は以前と同様です。本誌に論説等を掲載される方（例えば、本学法律系客員教授・客員准教授・非常勤講師、本学他部局の法学・政治学専攻の専任教員、神奈川県弁護士会会員等）は（招待論文等の場合を除き）生涯会員か普通会員であることが掲載の条件ですので、会員以外の方が投稿される際には入会申請を併せて行っていただき、かつ、（元専任教員・大学院生以外）評議員会承認が必要であることもご承知置き下さい。いずれの場合でも入会金は不要です。

【その他、関連事項】

◆『横浜法学』執筆者に贈呈する冊子体の『横浜法学』は、通常号においては「2部まで（冊子体を希望する会員には3部まで）」とします。

◆『横浜法学』執筆者が抜刷を希望した場合、その実費をいただきます。但し、本法律系の専攻に属する大学院生については30部まで無料で贈呈します（課程博士学位申請論文の場合なども、これに準ずる扱いをすることがあります）。

◆『横浜法学』に掲載する論説等は、各号、1人あたり1本のみ、当面、本誌80頁以内を厳守して下さい（課程博士学位申請論文の場合などでは緩和することもあります。逆に、記念号・特集号、予算等の理由から、特定の号では、より厳しい頁数制限や、投稿を論説に限る、投稿者を限定するなどの制約を皆様をお願いすることもございます）。

◆『横浜法学』に掲載する論説等は、今後は電磁媒体を本体とするので、冊子体刊行日以降に電磁媒体掲載物を改変することは、いたしません。訂正がある場合は、事後の本誌に訂正を掲載すること（原則として、学会記事での修正を学会事務局に申請すること）とします。

◆横浜法学会が「広く一般に」会員を募集しているかのように受け取られかねない、従来の掲示・広告等は、取り消します。

以上です。